

コテージむら宅地付き農地取得までの手続きについて

公益社団法人岩手県農業公社

- **申込書の受領**
申込前に、必ず現地を見ていただきます。
- **申込書の審査**
コテージむらでの営農の確実性について、書面もしくは面接により審査いたします。
- **申込書の受理**
その後、契約内容等について、打合せをさせていただきます。
- **売買仮契約の締結**
仮契約締結と同時に、手付金として売買価格の10%をお支払いいただきます。
契約書には、収入印紙及び押印が必要です。
- **農地の売買について、雫石町農業委員会へ相談（農業公社で行います。）**
《個人が農業に参入する場合の要件》
 - ① 農地のすべてを効率的に利用すること。
 - ② 必要な作業に常時従事すること（原則150日以上）。
 - ③ 周辺の農地利用に支障がないこと。
- **農地法第3条の規定による許可申請**
申請手続きは、農業公社で行います。書類の提出期限は、毎月10日頃です。
《申請手続きに必要な書類（新規就農の場合）》 ③から⑤は申請日3ヶ月以内のもの
 - ① 許可申請書3通、 ② 営農計画書1通、 ③ 土地の全部事項証明書1通、
 - ④ 土地の公図1通、 ⑤ 住民票謄本1通、 ⑥ 土地売買契約書(写し)1通、
 - ⑦ 移住スケジュール
- **雫石町農業委員会の総会（毎月20日前後）で審議**
- **農地法第3条の許可**
許可指令書が交付されると、売買仮契約が本契約となり法的効力が発生します。
- **売買代金のお支払**
農地法第3条許可証交付後3か月以内に販売代金残額をお支払いいただきます。
- **契約物件の所有権移転登記**
農業公社で行いますが、農地法第3条許可指令書に条件が付された場合は、その条件が満たされた時点で、登記を行うこととなります。
なお、農業公社で移転登記を行った後に、登記内容を変更する必要がある場合は、ご自身で変更手続きをしていただきます。
- **雫石町への定住**
建築確認申請等の定住にかかる手続きの確認をいたします。
- **営農資金支援**
金額は、最大で販売価格の10%。令和9年3月31日までに契約された方が対象です。

以上で、手続きが全て完了となります。

【問合せ先：コテージむら担当 019-651-2181（代表）】